

○岡谷市空き家・特定住宅用地情報バンク実施要綱

平成26年3月31日

告示第30号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の空き家及び住宅用地（以下「空き家等」という。）の有効活用及び定住促進による地域活性化を図るため、空き家・特定住宅用地情報バンクの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に存在する個人の居住を目的として建築され、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）住宅（共同住宅及び長屋を除く。）及びその敷地のうち、専任媒介契約（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2第3項に規定する専任媒介契約をいう。以下次号において同じ。）が締結されていないものをいう。
- (2) 特定住宅用地 市内に存在する住宅を除却後1年未満の土地で、かつ、居住を目的とした建物を建築できるもののうち、専任媒介契約が締結されていないものをいう。
- (3) 所有者 空き家等に係る所有権により当該空き家等の売却、賃貸を直接行うことができる者をいう。
- (4) 空き家・特定住宅用地情報バンク 空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けて登録した情報を公開し、市内への移住及び定住等を目的として空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報を提供する仕組みをいう。
- (5) 協定締結団体 岡谷市が空き家・特定住宅用地情報バンクの媒介について協定を締結する団体をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・特定住宅用地情報バンク以外による空き家等の取引を妨げるものではない。

(空き家等の登録申し込み等)

第4条 空き家・特定住宅用地情報バンクへの登録を申し込む所有者は、岡谷市空き家・

特定住宅用地情報バンク登録（新規・変更・更新）申込書（様式第1号）、岡谷市空き家・特定住宅用地情報バンク登録カード（様式第2号）及び同意書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による登録の申し込みがあったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、岡谷市空き家・特定住宅用地情報バンク登録台帳（以下「登録台帳」という。）に登録するものとする。ただし、当該空き家等が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 老朽化が著しいもので、居住等に適さないと認められるもの

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が空き家・特定住宅用地情報バンクへの登録が適当でないと認めるもの

3 市長は、前項の規定による登録をしたときは、岡谷市空き家・特定住宅用地情報バンク登録（新規・変更・更新）完了通知書（様式第4号）により当該所有者に通知するとともに、協定締結団体にその情報を提供するものとする。

（空き家等情報の公表）

第5条 市長は、前条により登録をしたときは、市のホームページへの掲載、閲覧その他の方法により空き家等に関する情報を公表するものとする。ただし、登録を受けようとする所有者が公表を希望しない項目は、公表しないことができる。

（登録事項の変更）

第6条 第4条第2項により登録された所有者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに市長に申し出なければならない。この場合において、登録の変更の手続きは、第4条第1項の規定を準用する。

（登録期間及び更新）

第7条 空き家・特定住宅用地情報バンクの登録期間は、2年とし、登録者が更新を希望するときは登録期限の終了前に市長に申し出なければならない。この場合において、登録の更新の手続きは、第4条第1項の規定を準用する。

2 前項の規定にかかわらず、住宅用地の更新は行わないものとする。

（登録の抹消）

第8条 市長は、登録者から岡谷市空き家・特定住宅用地情報バンク登録抹消届（様式第5号）の提出があったとき又は次の各号のいずれかに該当したときは、当該情報を登録台帳から抹消するとともに、岡谷市空き家・特定住宅用地情報バンク登録抹消通知（様

式第6号)により当該登録者に通知するものとする。

- (1) 当該空き家等に係る所有権その他の権利の異動を確認したとき。
- (2) 前条の規定に基づく登録から2年を経過したとき。ただし、更新があったときを除く。
- (3) 登録事項に虚偽があったとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めるとき。

(登録者と利用希望者の媒介)

第9条 登録された空き家等についての登録者と利用希望者との媒介は、協定締結団体が行うものとし、市は、直接これに関与しないものとする。

(空き家・特定住宅用地情報バンク利用の要件)

第10条 次の各号に掲げる者は、所有者及び利用希望者として申し込みをすることができない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるもの
- (2) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるもの

2 利用希望者の利用目的が、建築基準法(昭和25年法律第201号)その他関係法令等に抵触する場合又はその恐れがあると認められる場合には、登録された空き家等の利用はできない。

(空き家・特定住宅用地情報バンク利用の申込み等)

第11条 利用希望者は、岡谷市空き家・特定住宅用地情報バンク利用申込書(様式第7号)及び同意書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により申込みのあった場合は、協定締結団体に媒介の依頼をするものとする。
- 3 前項の連絡を受けた協定締結団体は、速やかに媒介する業者を選定し、市長に報告するものとする。
- 4 媒介する業者は、当該登録者及び利用希望者に連絡し、契約が成立した場合又は媒介を中断、終了した場合には、遅滞なく市長にその旨を報告するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第4条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第8条関係)

様式第6号 (第8条関係)

様式第7号 (第11条関係)

様式第8号 (第11条関係)